令和８年 11 月 12 日
地域文化部協働推進課

練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託に係るプロポーザル募集要領

1　目的

本要領は、「練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託」について最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の多角的な観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

⑴　件名

練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託

⑵　履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで。ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。

⑶　履行場所

練馬区立区民協働交流センター（練馬区練馬１－17－１ココネリ３階）および区が定める場所

⑷　業務内容

別紙１「仕様書」のとおり

⑸　概算経費

20,748,000円（税込）

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。消費税については、10%で計算すること。

3　参加資格および欠格事項

⑴　参加資格

練馬区または他自治体において、窓口業務委託を受託した実績があること。

⑵　欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年４月１日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

ウ　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年８月２日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

エ　法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者

オ　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

４　日程

募集要領等の公表	令和８年 11 月 12 日 ㈭
質問締切日	11 月 26 日 ㈭
質問回答予定日	12 月　３日 ㈭
参加表明書提出締切日	12 月　７日 ㈪
法人資格に関する書類提出締切日	12 月　７日 ㈪
事業提案に関する書類提出締切日	12 月 14 日 ㈪
参加辞退届提出締切日	12 月 14 日 ㈪
第一次審査結果通知予定日	令和９年　１月　４日 ㈪
第二次審査予定日（プレゼンテーション・ヒアリング）	１月 26 日 ㈫
第二次審査結果通知予定日	１月 29 日 ㈮

５　応募方法

⑴　参加表明書等の提出

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書等を提出すること。

ア　提出期間

令和８年11月12日（木）午前９時から令和８年12月７日（月）午後５時まで

イ　提出方法

電子メールにより参加表明書（様式１）および受託実績報告書（様式２）を提出する。

※　受理後、区から着信確認メールを送信する。確認メールが届かない場合は、担当まで電話で連絡すること。

ウ　提出先

メールアドレス　KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

⑵　質問および回答

参加表明書を提出した事業者（以下「参加表明書提出者」という。）は、つぎのとおり質問をすることができる。

ア　質問期間

参加表明書提出日から令和８年 11 月 26 日（木）午後５時まで

※　期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ　質問方法

電子メールにより質問票（様式３）を提出する。

ウ　提出先

メールアドレス　KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

エ　回答方法

参加表明書提出者全員に質問者名を伏せた上、電子メールで回答する。

⑶　法人資格に関する書類の提出

参加表明提出者は、つぎのとおり法人の資格に関する書類を提出すること。

ア　提出期間

令和８年 11 月 12 日（木）午前９時から令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

※　土曜日、日曜日、祝日を除く

イ　提出方法

事前に連絡の上、提出場所に各１部（紙媒体）を持参すること。（郵送は不可）

ウ　提出場所

練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）３階　区民協働交流センター

（協働推進課区民協働担当係）

エ　提出書類

提出書類	
①	会社概要（様式４）
②	会社組織図
③	直近の決算に係る財務諸表
④	法人税、法人事業税、消費税の納付を証明する書類（写し可）
⑤	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類（該当者のみ）
⑥	安全管理体制確認書（様式５）

⑷　事業提案に関する書類の提出

参加表明提出者は、つぎのとおり事業の提案に関する書類を提出すること。なお、提出期間後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

ア　提出期間

令和８年 11 月 12 日（木）午前９時から令和８年 12 月 14 日（月）午後５時まで

※　土曜日、日曜日、祝日を除く

イ　提出方法

（紙媒体）

事前に連絡の上、提出場所に各１部（紙媒体）を持参すること。（郵送は不可）

（電子データ）

紙媒体提出後、区が指定する大容量ファイル転送システム等により電子データを提

出する。電子データはPDF形式とし、提出書類ごとに作成すること。

ウ　提出場所

練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）３階　区民協働交流センター

（協働推進課区民協働担当係）

エ　提出書類

提出書類	
①	事業提案書（様式６）
②	企画提案書（様式７）
③	見積書（様式８）

6　参加の辞退

参加表明書提出者または提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は、令和８年 12 月 14 日（月）までに参加辞退届（様式９）を提出すること。

7　審査方法

⑴　第一次審査

参加資格を満たす者について、提案書等の書類審査を行う。合計点の高い順に３者程度の事業者を決定し、令和９年１月４日（月）までに提案書等を提出した者全員に書面で通知する。

ただし、応募者が３者以下の場合は、全事業者が第二次審査に進むものとする。

⑵　第二次審査

第一次審査合格者について、プレゼンテーションおよびヒアリングにより、提案書等の内容および提案内容の審査を行う。区が求める水準以上の提案を行った者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

ア　第二次審査実施日

令和９年１月 26 日（火）（予定）

イ　実施場所

練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）３階研修室

ウ　審査方法

プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

審査時間は１事業者あたり 20 分以内（プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 10 分）とする。

エ　出席人数

本件を受託した場合の業務管理者を含む３名以内とする。

オ　審査結果の通知

令和９年１月 29 日（金）までに第二次審査参加者全員に書面で通知する。

⑶　評価項目

評価項目	評価の視点	一次	二次
事業者の安定性・継続性	⑴　事業効率の状況 ⑵　資金力の有無 ⑶　借入金の返済能力の有無 ⑷　経営の安全性	○	
業務の実績	官公庁との類似案件の過去実績等	○	
実施体制	⑴　業務執行体制、要員配置の妥当性 ⑵　配置する要員の知識・経験等の妥当性 ⑶　要員間の連携体制の妥当性 ⑷　緊急連絡体制（危機管理体制）の妥当性 ⑸　従事者育成・研修計画の妥当性 ⑹　個人情報保護体制	○	○
受託への意欲・熱意	利用者サービス向上につながる創意工夫・独創性		○
提案内容	⑴　提案内容の説得性・実現性 ⑵　相談業務の理解度・的確性・具体性 ⑶　地域活動団体に対する情報発信および広報等の支援業務の理解度・的確性・具体性 ⑷　利用者からの苦情、要望に対する取組の的確性・具体性		○
担当者評価	業務責任者の知識、経験、実績		○
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力		○
見積価格	経費の妥当性	○	
区内雇用の促進	⑴　区民雇用の促進 ⑵　区内事業者の活用（物品調達等）	○	
区内事業者である	区内に本店を有する	○	

8　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

9　情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書であり、情報公開に際しては、別紙２「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

10　その他事項

⑴　提案書等の作成および提出等、事業提案に係る費用は提案者の負担とする。

⑵　提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄する。

⑶　提案書等提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

⑷　提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

⑸　提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

⑹　提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

⑺　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

⑻　本件については、令和９年第一回練馬区議会定例会において令和９年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものとする。なお、本件に係る予算が成立しない場合、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責任を負わない。

⑼　本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

11　問合せ先・担当

練馬区 地域文化部 協働推進課 区民協働担当係（区民協働交流センター）

〒176-0001 練馬区練馬１丁目 17 番１号 ココネリ３階

電　話 03-6759-9119

メールアドレス KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp